

成績評価結果に対する異議申し立てについて

香川大学大学院創発科学研究科で開講している授業科目の成績評価に関して、異議がある場合（想定していた成績評価結果と隔たりがあると感じた場合など）は、授業担当教員に異議を申し立てることができる制度があります。

例えば

- ア. 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると考えられる場合
- イ. シラバス等により事前に説明を受けていた成績評価方法に照らして、成績評価結果に疑問が生じた場合
- ウ. 具体的な根拠を皆さんが持っているにもかかわらず、成績評価結果が想定と違っている場合
- エ. その他

申し立てをする場合は、「成績異議申立書」を学務課（又は教務課）学務係で受取り、学務係窓口へ提出してください。

いずれの場合も、申し立ての理由は、詳細かつ具体的に記載してください。ウのように、具体的な根拠の資料がある場合は、「成績異議申立書」とともに提出してください。

「成績異議申立書」は、学務課（又は教務課）学務係から創造工学部長、創発科学研究科長を経由して、教務委員会に審査及び調査の依頼がなされます。

教務委員会は、受理後、皆さんの申立内容の審査及び調査（成績異議申立調査）を行い、その結果は、当該学生、授業科目担当教員に通知されます。

異議申立内容が認められれば、成績は訂正されます。訂正後の成績は、進級判定や卒業・修了判定の対象となります。

ただし、異議を申し立てたからといって、申立内容の全てが認められるとは限りません。単位不足とならないように、日頃の科目選択時点から注意深く履修を計画してください。